

議会運営委員会次第

日時 令和4年6月10日（金）

午前9時開議

場所 第1・2委員会室

1 開会

2 議題

(1) 令和4年第2回定例会の運営について

ア 議事日程について

イ 追加議案について

ウ 発議第10号「流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について」の取り扱いについて

エ 各委員会の開催日程について

オ 意見書の取り扱いについて

(2) その他

3 閉会

令和 4 年流山市議会第 2 回定例会日程表（第 5 号）

令和 4 年 6 月 1 0 日
午 前 1 0 時 開 議

第 1 市政に関する一般質問

第 2 議案第 4 1 号 令和 4 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
（議案上程・提案理由説明）第 3 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度
流山市一般会計補正予算（第 1 号））議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度
流山市一般会計補正予算（第 2 号））

議案第 2 9 号 令和 4 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 0 号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて議案第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条
例等の一部を改正する条例）議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市
計画税条例の一部を改正する条例）議案第 3 3 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（C
D-I 型））

議案第 3 4 号 財産の取得について（高規格救急自動車）

議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について（中央消防署移転に伴
う造成工事）議案第 4 1 号 令和 4 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
（質疑・委員会付託）

- 第 4 議案第 36 号 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第 37 号 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 38 号 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 39 号 市道路線の認定について
議案第 40 号 市道路線の廃止について
(質疑・委員会付託)
- 第 6 発議第 10 号 流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について
(議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 第 7 陳情の件
- 第 8 休会の件

令和4年流山市議会第2回定例会議案付託表

令和4年6月10日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第1号））
	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第2号））
	議案第29号	令和4年度流山市一般会計補正予算（第3号）
	議案第30号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
	議案第33号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
	議案第34号	財産の取得について（高規格救急自動車）
	議案第35号	工事請負契約の締結について（中央消防署移転に伴う造成工事）
	議案第41号	令和4年度流山市一般会計補正予算（第4号）

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	議案第36号	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設 委員会	議案第37号	流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第38号	流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第39号	市道路線の認定について
	議案第40号	市道路線の廃止について

令和4年流山市議会第2回定例会議案付託表

令和4年6月10日提出

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	発議第10号	流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

発議第 10 号

流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月10日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

提案理由 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による学級の休業等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減、及び食材等の高騰対策等の観点から緊急的な措置として、令和5年度、保護者から学校給食費を徴収しないこととする。

流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 本市は、本市が設置する学校において、学校給食(法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。)を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を徴収する。

2 前項において「保護者が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう。

(学校給食費の納付)

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用(以下「学校給食費」という。)は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

(教職員給食費の徴収)

第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員(学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。)から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、第3条第1項に規定する保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額との均衡を考慮して規則で定める額(以下「教職員給食費」という。)を徴収する。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「前条第1項の規定により徴収する費用(以下「学校給食費」という。)」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、

前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、学校給食費及び教職員給食費の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(令和5年度の学校給食費の徴収に関する特例)

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。
- 4 前項の規定は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受け期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受け期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。